

徳島県立人権教育啓発推進センター 指定管理者募集要項

令和8年7月

徳島県生活環境部 多文化共生・人権課

目次

第1	募集の目的	1
第2	募集の内容	1
1	指定管理に係る施設の概要	1
2	指定管理者が行う業務の範囲	1
3	管理の基準	2
4	指定期間	2
5	業務に必要な経費	2
第3	申請資格	2
第4	申請方法等	4
1	募集要項の公表及び配布期間	4
2	現地説明会、質問受付等の実施及びスケジュール	4
3	申請書類の提出	5
4	申請書類の作成要領	6
第5	審査方法等	9
1	審査の方法	9
2	審査の日程	9
3	審査の基準	9
4	指定管理者の候補の選定	9
第6	指定管理者の指定及び協定締結	10
1	指定管理者の指定	10
2	協定の締結	10
第7	留意事項	10
1	事業の継続が困難となった場合の措置	10
2	審査の対象又は優先交渉権者からの除外	10
3	申請書類等の取扱い	11
4	費用負担	11
5	その他	12
6	問合せ先及び申請書提出先	12

徳島県立人権教育啓発推進センター指定管理者募集要項

第1 募集の目的

徳島県立人権教育啓発推進センター（以下「センター」という。）は、人権教育啓発に関する事業等を行うことにより、県民一人ひとりの人権が互いに尊重され、擁護される社会の実現に資することを目的として設置されたものです。

このたび、現在のセンターにおける指定管理者の指定期間が令和9年3月31日をもって満了することから、徳島県（以下「県」という。）は、センターの設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年徳島県条例第50号）、徳島県立人権教育啓発推進センターの設置及び管理に関する条例（平成18年徳島県条例第71号）の規定に基づき、次のとおりセンターの管理運営に関する業務の一部を行う指定管理者を募集します。

第2 募集の内容

1 指定管理に係る施設の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名 称 | 徳島県立人権教育啓発推進センター |
| (2) 所 在 地 | 徳島県徳島市東沖洲2丁目14 |
| (3) 施設規模 | 沖洲マリンターミナルビル1階
図書・展示・交流スペース、事務室（201.83㎡）
倉庫（8.49㎡） |

※清掃業務については、2階の県管理区域112.51㎡も併せて実施

※なお、センターに係る駐車場は港湾管理者の管理による

2 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとし、業務の詳細内容については、別添資料①「徳島県立人権教育啓発推進センター管理運営業務要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）を参照してください。

- (1) 徳島県立人権教育啓発推進センターの設置及び管理に関する条例第2条第1号から第5号までに掲げる業務のうち要求水準書16において定める業務
- (2) センターの施設等の維持管理に関する業務
- (3) その他センターの管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理の基準

徳島県立人権教育啓発推進センターの設置及び管理に関する条例において、休館日、供用時間等に関する規定があり、その詳細については、要求水準書に記載しておりますが、休館日や供用時間について、県民の利用の幅がより広がる内容の申請をしていただくことも可能です。

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

5 業務に必要な経費

県が支払う指定管理料をもって、業務を行うものとします。

指定管理料の額については、指定管理者が応募の際に提案した収支計画に記載された額に消費税及び地方消費税を加えた額を基本として、県と指定管理者が締結する基本協定書により決定します。

収支計画の見積りに当たっては、次のとおり各年度の基準額を設定しますので、基準額を上回る提案をした場合は失格となります。

管理運営経費（税抜き額）は、58,706千円以下／年度で設定してください。（管理運営経費額は様式10-5表1「支出計（税抜き）（b）」欄に記載する。）

維持管理費については、港湾管理者との役割分担及び費用負担があり、参考資料14「徳島県立人権教育啓発推進センターに係る指定管理者制度導入に伴う確認書」（以下「確認書」という。）を参照してください。

指定管理料（税抜き額）は、58,706千円以下／年度で設定してください。（指定管理料は様式10-5表1「指定管理料」欄に記載する。）

なお、施設の運営コストの適正化を図るため、エネルギー価格や原材料費・輸送コストなど外部環境の急激な変化が生じた場合や、昨年度、導入した賃金・物価スライド制の考え方を基に、賃金・物価水準等に一定以上の変動が生じた場合には、指定管理料の増額または減額を含めた見直しを行うことがあります。

第3 申請資格

指定管理者の指定に申請できる者は、要求水準書5に記載の法令等を遵守し、かつ、指定期間中に、センターを設置目的に沿って適切、効果的に管理運営することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）であることとします。個人での申請はできません。

また、単独の法人等にあっては、次に掲げる（1）及び（2）のすべての要件を満たす必要があり、参加グループにあっては、当該参加グループに（1）の要件を満たす構成員を含めるとともに、すべての構成員が（2）のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 徳島県内に主な事務所（本店）を置いている法人等であること。
- (2) 法人等及びその代表者が、以下の事項に該当しないこと。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体から指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者
- ウ 徳島県建設業者指名停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号）又は徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- カ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ケ 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、特別法人事業税（地方法人特別税を含む。）、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者
- コ 法人等あるいは参加グループの構成員であって、他の参加グループの構成員である者、若しくは二つ以上の提案を行う者
- サ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- シ 役員（監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
- ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 拘禁刑以上の刑（刑法改正前の懲役及び禁固を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ③ 暴力団の構成員等

第4 申請方法等

1 募集要項の公表及び配布期間

募集要項は、令和8年7月17日（金）から県のホームページ上で公表します。

なお、関係書類は徳島県生活環境部多文化共生・人権課の窓口において、令和8年7月17日（金）から8月28日（金）の間（午前10時から午後5時まで）配布を行います。※ただし、土日及び祝日は除きます。

郵送を希望する場合は、320円切手を貼った宛先明記の返信用定形外封筒（角形2号A4判用）を同封の上、徳島県生活環境部多文化共生・人権課まで請求してください。（令和8年8月28日（金）必着）

2 現地説明会、質問受付等の実施及びスケジュール

（1）現地説明会の開催

日 時： 第1回現地説明会 令和8年7月31日（金）14時から
第2回現地説明会 令和8年8月18日（火）14時から
集合場所： 沖洲マリンターミナルビル2階会議室「マリンホール」
参加申込： 別添資料④様式集（以下同じ）様式1に、必要事項を記入の上、電子メール又は郵送により、徳島県生活環境部多文化共生・人権課宛てにお送りください。
申込締切： 第1回現地説明会申込締切 令和8年7月24日（金）午後5時まで
第2回現地説明会申込締切 令和8年8月7日（金）午後5時まで
留意事項： 指定管理者に申請する予定の方は、現地説明会にできる限り参加してください。（現地説明会の内容は各回とも同じです。）
参加人数については、制限することがあります。
当日配布する資料がある場合、現地説明会に出席できない方には、現地説明会の翌日以降、徳島県生活環境部多文化共生・人権課で配布します。

（2）募集内容等に係る質問の受付

受付期間： 令和8年8月28日（金）午後5時まで（必着）
質問方法： 質問書（様式2）により、電子メール又は郵送により、徳島県生活環境部多文化共生・人権課宛てにお送りください。
回答方法： 受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、随時、県のホームページにて回答する予定です。

3 申請書類の提出

(1) 申請書類の受付

受付期間：令和8年9月7日（月）から9月17日（木）までの午前10時から午後5時まで。※ただし、土日及び祝日は除きます。

受付場所：徳島県庁8階 徳島県生活環境部多文化共生・人権課

受付方法：申請書類一式を、郵送（配達証明郵便による）又は持参により提出してください。なお、郵送の場合は、令和8年9月17日（木）必着とし、あらかじめ電話にて郵送した旨をご連絡ください。

(2) 提出書類

申請書類は、原本1部、副本15部を提出してください。

(3) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（様式3）

イ 誓約書（様式4）

ウ 参加グループ構成員表（参加グループの場合）（様式5）

エ 参加グループ協定書の写し（参加グループの場合）（様式6）

オ 参加グループ委任状（参加グループの場合）（様式7）

カ 法人等概要書（様式8-1）※次のa～dを添付してください。

a 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

b 法人にあっては当該法人の登録簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録原票記載事項証明書）

c 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近2事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては、上記に替えて収支予算書又はこれに類する書類を提出してください。設立初年度の法人にあっては、さらに、設立時における財産目録も提出してください。また、設立2年目の法人にあっては、前事業年度に係る書類を提出してください。）

d 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、特別法人事業税（地方法人特別税を含む。）、消費税及び地方消費税に関する過去3年分の納税証明書（新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては、提出を要しないものとし、設立後3年に満たない法人にあっては提出可能な期間分とします。）

キ 法人等役員一覧（様式8-2）

ク 法人等の主要業務実績一覧（様式9）

ケ 事業計画書（様式10-1～10-13）

4 申請書類の作成要領

様式については、別添資料④のとおりです。

(1) 様式9について

申請者の過去3か年程度の主要業務実績について18件を上限として記入してください。（人権教育啓発に関する業務実績又は人権教育・人権啓発等の施設に関する管理運営業務実績がある場合は、これを優先して記入してください。）

本様式は、A4判で1ページを上限にMicrosoft Word（拡張子が「.docx」のファイル）とし、10.5ポイント活字で作成してください。

(2) 事業計画書作成上の条件

ア 事業計画書の作成に当たっては、当募集要項、要求水準書等に記載されていることを遵守してください。

イ 事業計画書（様式10-1～10-13）はA4判のモノクロで作成してください。図、表等を使用しても構いません。また、ページ数が複数となってもかまいませんが、各様式について1～3ページ程度で作成してください。ただし、様式10-3、10-7及び10-8については、ページ数の上限は設けません。なお、ページ数を中央下に表記してください。

ウ 事業計画書は、様式10-5の表1以外はMicrosoft Word（拡張子が「.docx」のファイル）とし、10.5ポイント活字で作成し、様式10-5の表1はMicrosoft Excel（.xlsx形式）を使用して作成し、その内容を記録したCD-Rを添付して提出してください。

エ 各様式の作成に用いる単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、使用通貨は日本円、使用言語は日本語とします。時刻は、日本標準時とします。

(3) 各様式の作成について

様式10-1（施設の管理運営方針）

「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、センターの設置目的である「県民一人ひとりの人権が互いに尊重され、擁護される社会の実現」及び「中立性の確保」について、基本的考え方を記入してください。

また、指定管理者制度の導入目的である、「利用者へのサービス向上」と「管理コストの削減」について、どのようなノウハウを活用し事業展開を図るか、「障害者差別解消法」が制定されたことを受けてどのような合理的配慮の提供を行うか、抱負も含めて具体的に記入してください。

様式10-2（利用者ニーズの把握・分析と利用促進）

センターの設置目的を踏まえつつ、利用者ニーズの把握と分析をどのように行い、どのように効果的な人権教育啓発を行うか、また、施設の一層の利用促進をどのように図るかについて、具体的かつ現実的に記入してください。

様式10-3（人権教育啓発に関する事業等）

センターの設置目的に適合し、県民一人ひとりの人権が互いに尊重され、擁護される社会の実現に資するための人権教育啓発に関する事業等の計画（指定期間中）について、事業ごとに具体的かつ現実的に記入してください。

人権教育啓発に関する企画提案型事業（要求水準書参照）については、事業費の積算も記入してください。

また、事業コストを削減するための工夫や効果的な手法、多くの県民への広がりをもたせるための提案等を記入してください。

様式10-4（適正な維持管理）

センター内の施設の日常的、定期的な安全管理、美化対策、設備保守点検、施設の修繕等について、基本的な考え方及び重視するポイントを、指定管理者として目指すセンターの将来像とともに、業務ごとに具体的な方法、内容、頻度等について記入するとともに、年間の作業計画表（様式任意）を作成してください。

様式10-5（表1、表2）（収支計画）

センターを管理運営するに当たっての収支計画（5年間分）を収入、支出の項目ごとに表1に記入してください。なお、収入と支出の合計額を一致させる必要はありません。

また、表2については、表2に掲げる支出の項目ごとにコスト削減についてどのように工夫したかを具体的に記入してください。

様式10-6（管理運営体制など技術的能力）

業務を遂行するための具体的な実施体制について、内部の体制、職員の技術や能力の育成、中立性の確保のための仕組み等について記入してください。

また、業務が適正に遂行されていることを確認することを目的として行うセルフモニタリングの方法についても記入してください。セルフモニタリングについては、少なくとも①人権教育啓発の中立性の確保、②利用者アンケートの実施及び分析、③トラブル発生時の対応報告及び改善点の検討、④業務目標の達成結果とその分析、⑤その他業務改善ポイントの提案の5項目をモニタリング項目として含めるものとし、特に、人権教育啓発の中立性の確保について重点的に記入してください。

様式１０－７（職員体制）

センターにどのような能力（資格等）や雇用形態の職員を配置して業務を遂行するか、記入してください。

表１については、センターに配置する予定の職員すべてについて、記載してください。

表２については、表１に記載した職員（派遣職員を除く。）について記載してください。

様式１０－８（協力法人等一覧）

業務を遂行するに当たって、業務の一部を委託することを予定している団体がある場合には、本様式に当該団体の法人名等について記入してください。該当がない場合も、「該当なし」と記入の上、提出してください。

なお、委託できる業務は、警備、清掃等の施設の維持管理業務及び業務の性格上委託を前提としている業務に限られます。

様式１０－９（地域への貢献）

地元雇用の維持・拡大に関する基本的な方針及び計画と、業務の一部を委託する場合の地元企業への委託方針について、具体的に記入してください。

なお、様式１０－８に記載の団体と重複してもかまいませんので、業務の委託を予定している地元企業の法人名等も本様式にも記入してください。

様式１０－１０（人権教育啓発に関する団体等との連携）

人権教育啓発を効果的・効率的に進めるため、県内行政機関や団体等との連携をどのように図るのか、方針及び計画について具体的に記入してください。様式１０－３に記載した事業と重複してもかまいません。また、独自のネットワークを有している場合にはその団体グループ名を記入の上、その活動実績も記入してください。

様式１０－１１（安全管理）

安全管理について、情報管理、事故予防、災害・緊急時の対応体制（地震、津波の項目は別に作成）、職員等の教育について、その考え方を記入してください。

また、個人情報の適正な取扱についての方策を記入してください。

※個人情報保護等に関する規程等を設けている場合は、それを示してください。

様式１０－１２（環境への配慮）

センターの管理運営業務を行うに当たって、環境にどのように配慮するかについて、その考え方を具体的に記入してください。

様式10-13（総括表）

様式9及び様式10-1～10-12の内容について、特にアピールしたい点を項目ごとに100字以内（厳守）で、明瞭に箇条書きにしてください。なお、適宜改ページをしてもかまいません。

第5 審査方法等

1 審査の方法

選定委員会において申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に審査を行い、指定管理者として最も適切な者（以下「優秀者」という。）を選定します。選定委員会は、この結果を県に報告します。

なお、申請者が多数の場合など、書類による一次審査を経た後、ヒアリング等による二次審査を行い、優秀者を選定する場合があります。

2 審査の日程

審査は、申請受付終了後から令和8年10月中旬を予定しています。ヒアリング等を行う場合もあります。

3 審査の基準

審査は、別添資料③の審査基準に基づき総合的に判断しますので、参照してください。

4 指定管理者の候補の選定

県は、選定委員会より審査結果の報告を受け、優秀者を優先交渉権者として両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定管理者の候補者として選定します。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。

指定管理者の選定結果は、令和8年11月中旬を目途に、審査を受けた団体の全てに文書により通知します。同時に結果は、県のホームページなどで公表します。

なお、申請団体名は公表されます。また、選定結果の公表に当たり、申請団体が2団体であった場合などにおいて、それぞれの団体の得点等が明らかになることを、および選定委員会の議事概要が公表されることを、ご承知おきください。

第6 指定管理者の指定及び協定締結

1 指定管理者の指定

県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。ただし、県議会の議決を得られない場合は指定されません。

なお、県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決が得られないことにより指定管理者の候補者に生じた損害を負担しません。

2 協定の締結

県と指定管理者は、先に実施した細目協議の内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結します。基本協定書（案）は別添資料②のとおりです。

第7 留意事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

（１）指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合など、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、県は指定の取消し、又は、管理運営業務の一部若しくは全部を停止することができます。この場合、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なくセンターの管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

（２）その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、県は、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なくセンターの管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 審査の対象又は優先交渉権者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は優先交渉権者から除外します。

- （１）選定委員会の委員又は本件業務に従事する本県職員若しくは本県関係者に対し、本件申請について不正な接触の事実が認められた場合

- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 複数の事業計画書を提出した場合
- (4) 前記第3に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合
- (5) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (6) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと県が認めた場合
- (7) その他不正な行為があったと県が認めた場合

3 申請書類等の取扱い

(1) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、本事業において公表する場合その他県が必要と認めるときは、県は提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した申請書類は、これを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 返却等

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配布することがあります。また、提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

4 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

5 その他

(1) 申請の辞退

指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、令和8年9月24日（木）までに（様式3－2）により申し出てください。

(2) 県内雇用等への配慮

指定管理者は、新たに発生する雇用については、率先して県民の雇用を図るとともに、施設職員の雇用の安定性についても配慮してください。

(3) 目的外使用の禁止

県が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

6 問合せ先及び申請書提出先

徳島県生活環境部多文化共生・人権課人権担当

〒770－8570 徳島市万代町1丁目1番地

TEL 088－621－2295

FAX 088－621－2978

メール tabunkakyousei@pref.tokushima.lg.jp

別添資料① 徳島県立人権教育啓発推進センター管理運営業務要求水準書

別添資料② 徳島県立人権教育啓発推進センターの管理運営に関する基本協定書（案）

別添資料③ 審査基準

別添資料④ 様式集

別添資料⑤ 令和8年度 指定管理者募集スケジュール